③　次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事業務に配置できること。なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。なお、第一次審査提出書類の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

(ｱ)　主任技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは次のとおり。

ａ　１級建設機械施工技士

ｂ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」、「森林―森林土木」又は「水産―水産土木」とするものに限る。））

ｃ　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

また、監理技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは次のとおり。

ａ　１級建設機械施工技士

ｂ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」、「森林―森林土木」又は「水産―水産土木」とするものに限る。））

ｃ　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

(ｲ)　平成20年度以降に元請けとして完成した上記②(ｱ)の工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に１年以上の長期休業を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、長期休暇を取得した期間に相当する期間を、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、１年未満は切り捨てとする。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評価点合計が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

(ｳ)　配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(ｴ)　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ｵ)　配置予定技術者については、同一の技術者を重複して他の工事等の候補者とすることは差し支えないが、入札前に、同一の技術者を重複して複数工事（本件を除く。）の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札（特例監理技術者を配置予定の場合は、同一の技術者が２件目の他の工事を落札）したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。また、入札後、他の工事を落札（特例監理技術者を配置予定の場合は、同一の技術者が２件目の他の工事を落札）したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに申し出を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、落札決定までの間に申し出がない場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

⑸　工事監理企業の競争参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

①　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

②　平成20年度以降に元請けとして完了した、以下に示す業務において、１件以上の実績を有すること。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務

なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

(ｱ)　管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門―建設又は建設部門）

ｂ　一級土木施工管理技士

ｃ　土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、１級土木）

ｄ　（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質国土交通省登録技術者資格(Ⅱ)

ｅ　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）

(ｲ)　次のａの実績（平成20年度以降公示日までに完了した業務）を有する者。

ａ　国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務

なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

⑹　維持管理企業の競争参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち１⑸に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。ただし、点検・補修業務のうち点検業務を実施する者は次の①(ｱ)及び②(ｱ)の要件を、点検・補修業務のうち補修業務を実施する者は次の①(ｲ)及び②(ｳ)の要件を、台帳作成・管理業務を実施する者は次の①(ｱ)及び②(ｲ)の要件を満たせば良いものとする。また、維持管理業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の競争参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　次の(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たさなければならない。

(ｱ)　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）